

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 23 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産資源研究所 管理部門長 南 浩史

◎ 調達機関番号 807 ◎ 所在地番号 14

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 77
- (2) 購入等件名及び数量 俊鷹丸アーマードケーブル換装業務 一式
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (4) 履行期限 令和 8 年 3 月 31 日
- (5) 履行場所 京浜港横浜区 専用岸壁停泊中
俊鷹丸
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「船舶整備」又は「その他」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされてい

る者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦2
-12-4 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門管理課 中辻
桂一 電話 045-788-7693 FAX 045-788-5001

- (2) 入札説明書の交付方法 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

上記3(1)の交付場所にて交付する。

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「俊鷹丸アーマードケーブル
換装業務入札説明書宅配便にて希望」と記
入し、社名、担当者名、住所、電話番号を
記載のうえ、上記3(1)あてFAX送信する
こと。

③ メールによる交付

任意書式に「俊鷹丸アーマードケーブル
換装業務入札説明書メールにて希望」と記
入し、社名、担当者名、メールアドレス、
電話番号を記載のうえ、上記3(1)あてFAX
送信すること。

- (3) 入札説明会の日時及び方法 仕様書等に関
し質疑がある場合には、令和7年6月20日ま
でに上記3(1)あてにメール（アドレスは入札説
明書に記載）又はFAXにて質疑を行うこと。
当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明
書受領者全員に対して行うとともに当機構のホ
ームページにて公表することにより入札説明会
に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した
場合にも随時受け付け、同様に対応する。

(4) 入札、開札の日時及び場所 令和7年7月
4日14時00分 神奈川県横浜市金沢区福浦2
-12-4 国立研究開発法人水産研究・教育機
構水産資源研究所(ただし、郵便による入札の
場合は、書留郵便によることとし、令和7年7
月4日12時必着のこと。)

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格
のない者の提出した入札書、競争参加資格確
認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札
書、入札者に求められる義務を履行しなかつ
た者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 本公告に示した特定役
務を履行できると国立研究開発法人水産研
究・教育機構管理部門長が判断した入札者で
あって、予定価格の制限の範囲内で最低価格

をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 契約に係る情報の公表 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。

6 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIROSHI MINAMI, Director, Management Department, Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency

(2) Classification of the services to be procured: 77

(3) Nature and quantity of the services to be required: Shunyomaru Armored cable replacement work 1Set

(4) Fulfillment period: 31 March 2026

(5) Fulfillment place: The Shunyomaru is moored at a private wharf in Yokohama, Keihin Port

(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender

are those who shall:

① not come under Article 12-1 and 13 of the regulation concerning the contract for Japan Fisheries Research and Education Agency,

② have Grade A, B, C or D "Service" in terms of the qualification for participating in tenders by Japan Fisheries Research and Education Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.

(7) Time limit for tender: 14:00, 4 July 2025

(8) Contact point for the notice: NAKATSUJI Keiichi, Administration Section, Management Department, Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency, 2-12-4, Fukuura, Kanazawa-ku, Yokohama city, Kanagawa,

236-8648 Japan. TEL 045-788-7693

業 務 仕 様 書

1. 件 名 俊鷹丸アーマードケーブル換装業務
2. 業務目的 本船搭載のトラクションウィンチシステム（ダイナコン社製）に現在装備されているアーマードケーブルは、建造当時に装備されたものであり、使用による錆や先端加工のためのケーブル切断により長さは短くなり、且つ、経年劣化が目立っている。本業務はアーマードケーブルを新替することで、今後長期において深層での CTD 観測を可能にする事を目的とする。
3. 業務場所 京浜港横浜区 専用岸壁停泊中 俊鷹丸
4. 業務期間 令和 8 年 3 月 31 日
5. 業務内容
 - (1) 新規アーマードケーブルの手配（外径 8.03mm×長さ 7000m）
 - (2) 新規エバーグリップの手配（型式 120-2C-L）
 - (3) 既存のアーマードケーブルの巻出し及び廃棄
 - (4) 新規アーマードケーブルの巻込み及びアーマードケーブル両端の復旧
 - ・ケーブルの片方をストレージウィンチのスリップリンクに接続
 - ・ケーブルの他方にエバーグリップを取付け、当該 CTD に接続可能なコネクターケーブルに接続
 - (5) 動作確認及び CTD システムとの通信確認
6. 特記事項
 - (1) ケーブル巻込みに必要となる機器、交換部品、必要な器具類、及びその他雑材等については請求者が用意すること。また、廃材等が生じた場合は構船外へ搬出し、関係法令等に従い適切に処分すること。
 - (2) 仕様に明記なくとも、当然実施すべき事項はこれを行うこと。
 - (3) 詳細については担当職員の指示に従うこと。